

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人京都大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事の報酬については、個別の業績評価を考慮し決定することとしている。
 なお、役員の給与は、役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案して増額または減額することがあると定めている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	なし	}
理事		
理事(非常勤)		
監事		
監事(非常勤)		

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,097	千円 14,736	千円 5,687	千円 1,473 (都市手当) 200 (通勤手当)			
A理事	千円 16,542	千円 11,004	千円 4,269	千円 1,100 (都市手当) 168 (通勤手当)			
B理事	千円 16,533	千円 11,004	千円 4,309	千円 1,100 (都市手当) 119 (通勤手当)			
C理事	千円 16,527	千円 11,004	千円 4,287	千円 1,100 (都市手当) 135 (通勤手当)			

D理事	千円 16,726	千円 11,004	千円 4,247	千円 1,100 (都市手当) 375 (通勤手当)			
E理事	千円 16,397	千円 11,004	千円 4,269	千円 1,100 (都市手当) 24 (通勤手当)			
F理事	千円 17,533	千円 11,004	千円 4,416	千円 1,621 (都市手当) 492 (単身赴任手当)			
G理事	千円 16,400	千円 11,004	千円 4,247	千円 1,100 (都市手当) 49 (通勤手当)			
A監事	千円 13,081	千円 8,688	千円 3,353	千円 868 (都市手当) 171 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,536	千円 1,470	千円 0	千円 66 (通勤手当)			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「都市手当」とは、地域の民間賃金水準を報酬(給与)に反映するように、物価等を踏まえて支給されているものである。

注3:「前職」欄の「」は独立行政法人の退職者であることを、「」は役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事	千円 4,344	年 4	月 0	3月31日	1.0	当該監事に係る業績評価の結果が標準(1.0)であったため増額及び減額なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

定員(人数)と予算(金額)により人件費管理をしている。
効率化係数による人件費の削減及び行政改革の重要方針に基づく総人件費改革に対応して、定員削減等の雇用調整や戦略的な定員の再配置、事務組織の改革、業務の簡素化・合理化等事務改革を方針として定めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

法人化移行時に本学の方針として、給与に関しては国に準拠すると定めており、俸給表及び諸手当制度については国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の支給率の決定、昇給・昇格の実施については、能力・実績を重視した人事給与制度を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	期間内における職員の業績を評価し、勤務成績に応じた支給率になるよう実施している。
昇給	昇給期間における勤務成績により実施している。
昇格	長期的な期間(3年)における勤務成績を加味して実施している。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

平成23年4月から以下の改正を行った。

- ・俸給の特別調整額の改正
職務・職責等の度合いに応じた額が支給可能となるよう、従来からの支給額に新たな区分を追加する改正を行った。
- ・入試手当の改正
大学入試センター試験の監督者等に1科目当たり3,000円の手当を支給する改正を行った。
- ・衛生管理手当の新設
衛生管理者に選任された者に1月当たり3,000円の手当を支給する改正を行った。
- ・特殊勤務手当の改正(夜間看護等手当)
二交替制勤務に従事する看護師に支給する夜間看護等手当額に、新たな区分を追加する改正を行った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	4,357	44.2	7,444	5,534	125	1,910
事務・技術	1,188	40.9	5,637	4,252	137	1,385
教育職種 (大学教員)	2,482	47.4	8,898	6,569	128	2,329
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	518	37.3	5,169	3,907	85	1,262
医療職種 (病院医療技術職員)	154	40.7	5,620	4,230	130	1,390
指定職種	2					
専門業務職員	3	35.8	5,682	4,357	191	1,325
技能・労務職種	10	55.3	5,531	4,142	120	1,389

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	380	38.9	5,601	4,215	90	1,386
事務・技術	27	56.5	4,249	3,200	112	1,049
教育職種 (大学教員)	96	61.0	10,240	7,535	157	2,705
医療職種 (病院医師)	16	33.8	3,071	3,071	60	0
医療職種 (病院看護師)	186	27.6	3,890	2,931	36	959
医療職種 (病院医療技術職員)	51	29.3	4,053	3,134	158	919
指定職種	2					
技能・労務職種	該当なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4:「技能・労務職種」とは、特定の技能業務、労務作業に従事する職種を示す。

注5:常勤職員の「指定職種」、非常勤職員の「指定職種」及び「教育職種(外国人教師)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

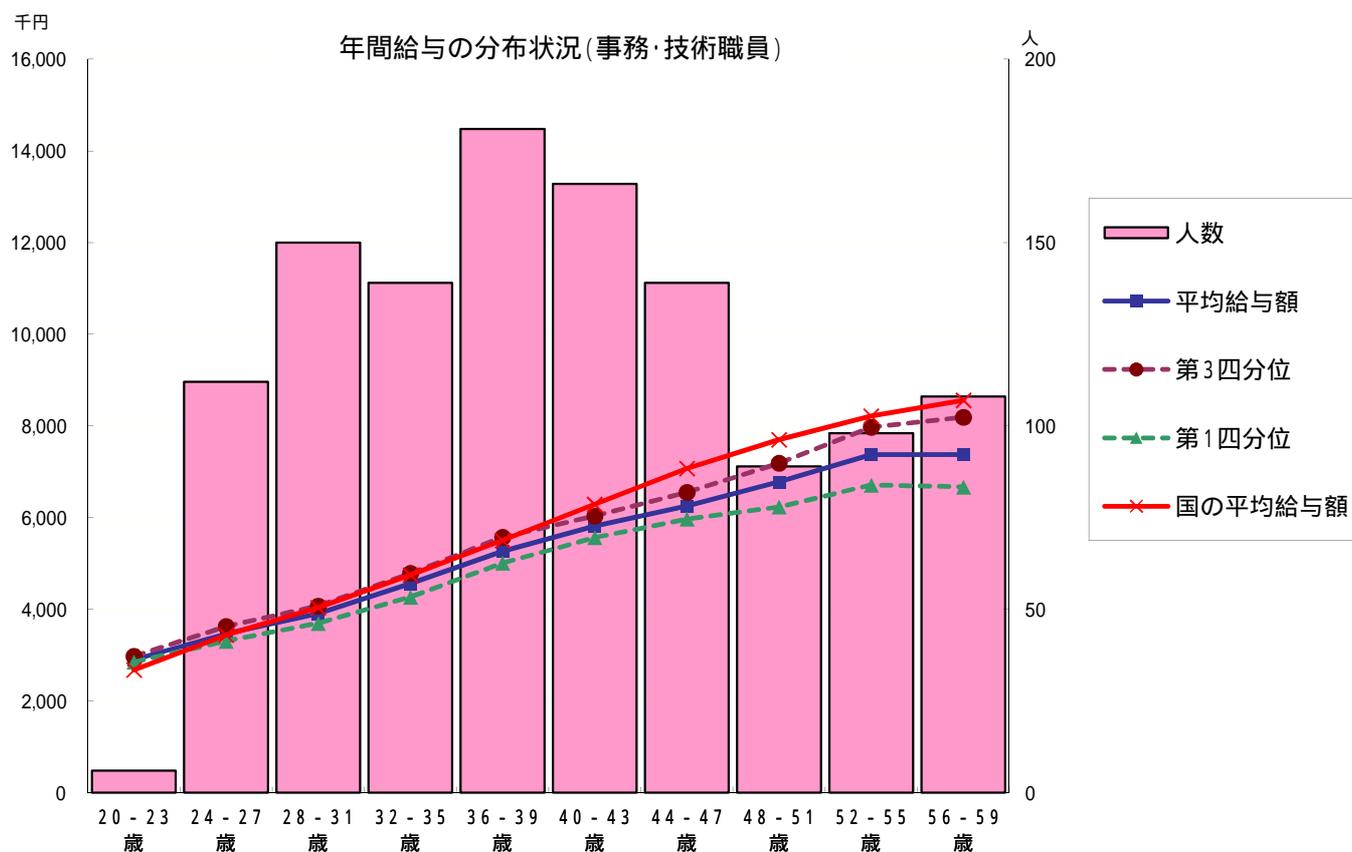
[年俸制適用者]

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	724	40.0	6,118	6,118	0	0
事務・技術	94	50.0	5,157	5,157	0	0
教育職種 (大学教員)	364	40.8	7,310	7,310	0	0
医療職種 (病院医師)	該当なし				0	0
医療職種 (病院看護師)	該当なし				0	0
技能・労務職種	該当なし				0	0
教育職種 (外国人教師等)	6	39.5	8,800	8,800	0	0
特定研究員	255	35.1	4,721	4,721	0	0
特定専門業務職員	5	44.5	5,400	5,400	0	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

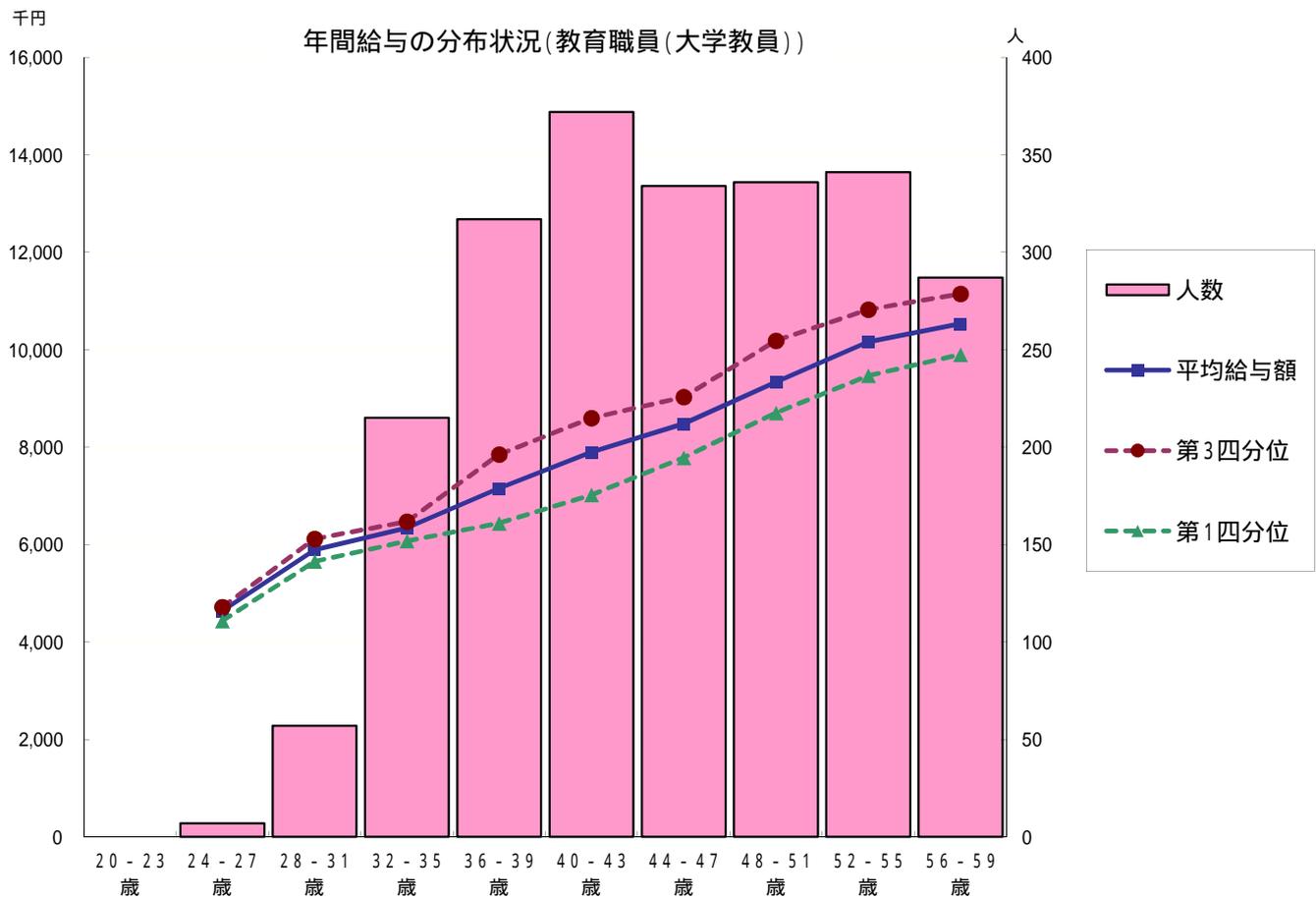


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	13	55.7	9,095	9,953	10,859		
課長	67	53.8	7,878	8,236	8,747		
課長補佐	129	51.5	6,677	6,948	7,251		
係長	398	44.6	5,607	5,962	6,338		
主任	221	39.7	4,766	5,266	5,830		
係員	360	30.7	3,576	3,945	4,260		

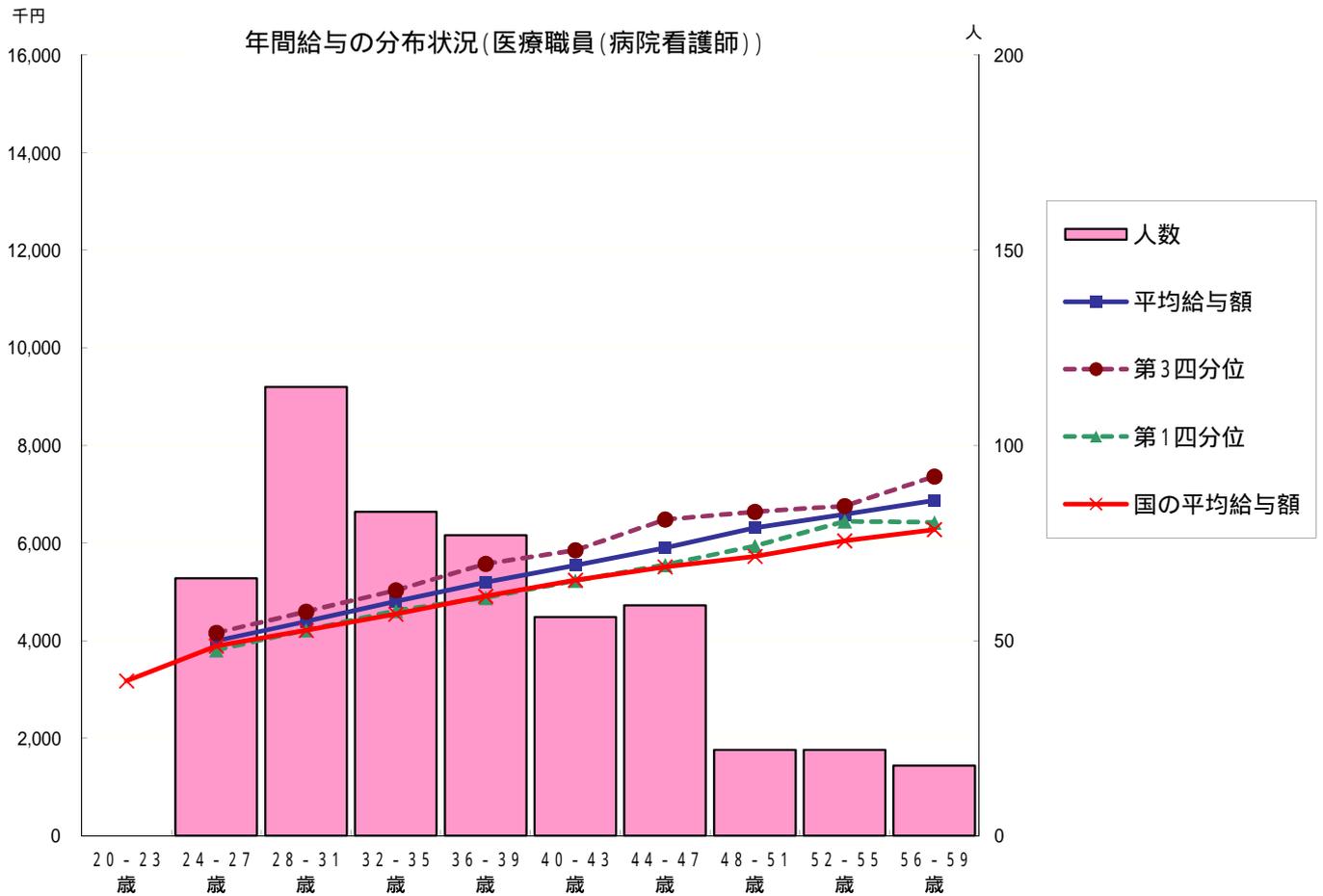
注: 「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円
教授	919	54.9	10,071	11,134
准教授	723	45.7	8,261	9,026
講師	140	43.3	7,343	8,398
助教	690	39.9	6,189	7,031
助手	4	45.8	-	-
教務職員	6	49.3	5,211	6,325

注:助手の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	4	53.3	-	-	7,281	-	-
看護師長	121	44.1	5,552	6,063	6,063	6,601	6,601
看護師	390	35.0	4,213	4,750	4,750	5,177	5,177
准看護師	2	-	-	-	-	-	-

注1: 看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ1人、2人のため、当該個人に関する情報が特定されることから、「平均年齢」以下の事項については表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任	係長主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1,188 人	129 人 (10.9%)	221 人 (18.6%)	355 人 (29.9%)	323 人 (27.2%)	103 人 (8.7%)	45 人 (3.8%)	10 人 (0.8%)	2 人 (0.2%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢(最高～最低)		31～22 歳	54～26 歳	59～30 歳	59～35 歳	59～41 歳	59～37 歳	59～41 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高～最低)		3,019～ 1,969 千円	4,028～ 2,576 千円	6,034～ 2,770 千円	6,095～ 3,172 千円	6,247～ 4,553 千円	7,892～ 6,089 千円	8,550～ 6,523 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～最低)		3,945～ 2,559 千円	5,239～ 3,414 千円	7,762～ 3,691 千円	7,972～ 4,255 千円	8,176～ 6,210 千円	10,289 ～8,073 千円	11,217 ～8,776 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

注: 8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手 助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	2,482 人	6 人 (0.2%)	698 人 (28.1%)	142 人 (5.7%)	718 人 (28.9%)	918 人 (37.0%)	0 人 (%)
年齢(最高～最低)		59～35 歳	62～25 歳	62～28 歳	62～31 歳	69～38 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高～最低)		4,873～ 3,798 千円	6,169～ 3,225 千円	6,825～ 3,762 千円	7,867～ 4,443 千円	13,928 ～5,899 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～最低)		6,562～ 5,063 千円	8,140～ 4,180 千円	9,247～ 4,980 千円	10,458 ～6,054 千円	17,584 ～8,065 千円	～ 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	518 人	2 人 (0.4%)	390 人 (75.3%)	86 人 (16.6%)	35 人 (6.8%)	5 人 (1.0%)	0 人 (%)	0 人 (%)
年齢(最高～最低)		～ 歳	59～24 歳	59～30 歳	59～38 歳	59～43 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高～最低)		～ 千円	4,962～ 2,760 千円	5,477～ 3,292 千円	5,732～ 4,027 千円	6,100～ 4,989 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～最低)		～ 千円	6,677～ 3,681 千円	7,344～ 4,422 千円	7,690～ 5,478 千円	8,069～ 6,830 千円	～ 千円	～ 千円

注: 1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.0%	64.3%	63.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.0%	35.7%	36.8%
	最高～最低	51.8～32.1%	48.4～31.2%	50.0～32.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	65.9%	64.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	34.1%	35.4%
	最高～最低	41.4～29.8%	38.6～28.2%	40.0～30.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.2%	62.8%	61.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.8%	37.2%	38.4%
	最高～最低	51.9～34.1%	48.5～31.5%	50.1～32.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4%	66.1%	64.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.6%	33.9%	35.2%
	最高～最低	51.6～31.0%	45.6～26.3%	47.2～30.9%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	~	~	~
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.9%	65.5%	64.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.1%	34.5%	35.8%
	最高～最低	41.4～32.2%	38.6～29.7%	40.0～30.9%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.0

対他の国立大学法人等

104.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

104.0

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

105.9

対他の国立大学法人等

105.0

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.0	
	参考	地域勘案 95.2 学歴勘案 90.6 地域・学歴勘案 94.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.6% (国からの財政支出額 73,130百万円、支出予算の総額 144,476百万円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50.6%となっているが、累積欠損はなく、上欄の主務大臣の検証結果からみて、給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き適切な給与水準となるよう配慮していきたい。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 105.9	
	参考	地域勘案 100.8 学歴勘案 104.9 地域・学歴勘案 101.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当が様々な支給割合の国家公務員に対し、本学病院の都市手当(地域手当)10%と比較していること、平成23年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」の医療職俸給表(三)によると、最終学歴が大卒3.6%、短大卒85.2%、高校卒11.1%であるのに対し、本学は修士修了0.5%、大卒18.5%、短大卒80.8%、高校卒0.2%であり、国と比べて初任給決定基準学歴が高いこと、また同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」の医療職俸給表(三)によると、1級(准看護師)の構成割合が12.1%であるのに対し、本学は0.4%であり、国と比べて著しく1級(准看護師)職員の構成比が異なること、この三つの主な要因により、対国家公務員の指数を上回ったと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であること等から、給与水準は概ね適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.6% (国からの財政支出額 73,130百万円、支出予算の総額 144,476百万円:平成23年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50.6%となっているが、累積欠損はなく、上欄の主務大臣の検証結果からみて、給与水準は適切であると考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き適切な給与水準となるよう配慮していきたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

101.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 38,647,637	千円 39,127,241	千円 (%) 479,604 (1.2%)	千円 (%) 479,604 (1.2%)
退職手当支給額 (B)	千円 4,474,999	千円 2,186,274	千円 (%) 2,288,725 (104.7%)	千円 (%) 2,288,725 (104.7%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 20,019,398	千円 17,983,258	千円 (%) 2,036,140 (11.3%)	千円 (%) 2,036,140 (11.3%)
福利厚生費 (D)	千円 7,062,368	千円 6,602,190	千円 (%) 460,178 (7.0%)	千円 (%) 460,178 (7.0%)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 70,204,402	千円 65,898,963	千円 (%) 4,305,439 (6.5%)	千円 (%) 4,305,439 (6.5%)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上する。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額について、前年度比がマイナス1.2%となった要因については、支給人員の減及び55歳を超える教職員について、俸給等の減額を行ったこと等が考えられる。

退職手当支給額について、前年度比がプラス104.7%となった要因については支給人員の増加が考えられる。

非常勤役職員等給与について前年度比がプラス11.3%となった要因については、外部資金による特定有期雇用教職員等の雇用の増加が考えられる。

福利厚生費について、前年度比がプラス7%となった要因については、共済組合の介護掛金率及び長期掛金率の引上げによることが考えられる。

結果として、最広義人件費については、前年比プラス6.5%となった。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、中期目標において、国家公務員に準じた人件費削減を行うこととされており、目標達成の措置として、中期計画において、平成18年度からの5年間に、5%以上の人件費削減を行うこととしている。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	44,134,027	42,046,289	40,946,686	41,035,318	40,019,187	39,127,241	38,647,637
人件費削減率 (%)		4.7	7.2	7.0	9.3	11.3	12.4
人件費削減率(補正值) (%)		4.7	7.9	7.7	7.6	8.1	9.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%、1.5%、0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:平成23年度の人件費削減率(補正值)では9.0%という数値であるが、人事院勧告部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では9.2%となる。

法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置については以下のとおり。

役員について 検討中

職員について 労使交渉中